

平成30年10月22日
相模原市発表資料

平成31年度 予算編成方針の公表について

このことについて、別添のとおり「平成31年度予算編成方針」を定めましたので、お知らせします。

問い合わせ先
財務課
電話 042-769-8216

相模原市予算規則第5条に基づき、平成31年度予算編成方針を定める。

平成30年10月22日

相模原市長 加山俊夫

平成31年度予算編成方針

第1 はじめに

1 国の動向

国の月例経済報告（平成30年9月）によると、我が国の経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復している。

こうした中、国において、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針のもと、「新経済・財政再生計画」の実行元年である平成31年度は、社会保障改革を軸として、人づくり革命及び生産性革命の実現と拡大に向け、歳出・歳入改革の取組を進めるとしている。

また、平成31年度については、10月から行うとされている消費税率10%への引上げと、それに伴う需要変動の平準化への対応が見込まれることから、今後の国の予算編成や地方税財政制度について、動向を注視していく必要がある。

2 本市の財政見通し

平成31年度の歳入歳出の見通しについては、歳入の根幹をなす市税収入は景気の回復を反映し緩やかな増加が見込まれるものの、一方で、扶助費を中心とした義務的経費の増大などにより、34億円の財源不足が見込まれる。

また、経常収支比率についても、平成29年度決算において改善が図られたものの、依然として高い状況にあることから、引き続き改善に向けた取組を行う必要がある。

こうした状況にあっても、持続可能な都市経営を行っていくためには、将来の都市力向上や圏域全体の発展をリードするまちづくりに向けた取組に加え、老朽化する公共施設の長寿命化事業等を着実に推進していく必要がある。

このため、各局区においては、施策目的の達成に真に必要な事業の精査・手法の見直しを徹底するとともに、将来の税源涵養など一層の歳入確保に向けた取組を進めるなど、効果的・効率的な行財政運営を行う必要がある。

第2 予算編成に当たっての基本的な考え方

1 後期実施計画の着実な推進

平成31年度は「新・相模原市総合計画」の基本計画及び後期実施計画、「相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度であることから、総合計画の基本構想に掲げた都市像の実現に向け、後期実施計画に掲げた事業の着実な推進に努める。

2 「選択と集中」による重点化の徹底

各局・区長の責任において、徹底した事務事業の精査及びゼロベースでの検証を行い、各局・区の政策課題と本市の財政状況や将来を見据えた上で、真に必要な事業への重点化を図り、効果の低い事業は廃止を含め徹底的な見直しを行うなど、「選択と集中」に取り組み、メリハリのある予算編成を行う。

3 持続可能な都市経営の推進

「第2次さがみはら都市経営指針・実行計画」に基づき、積極的な歳入確保や徹底した事務事業の精査・見直しによる既存事業の廃止・縮小・統合・改善・効率化などを進め、安定的かつ持続的に質の高い行政サービスを提供していく。

特に、「事務事業の精査・見直し(案)」「補助金の見直し(案)」「市単独事業の扶助費等の見直し(案)」に掲げる事業については、持続可能な都市経営の推進に向け、検討結果を最大限予算に反映する。

また、PDCAサイクルを的確に展開することで、職員一人ひとりが「最少の経費で最大の効果を上げる」という費用対効果の視点を持ち、スピード感を持って事業の推進に取り組む。

4 財政の硬直化改善に向けた取組

平成29年度決算における経常収支比率は、前年度と比べ4.1ポイント低下し98.4%となったものの、依然として高い状況にあることから、財政の硬直化の改善に向け、次に掲げる事項を積極的に行う。

- (1) 市単独事業の扶助費、物件費、各種補助金、繰出金など経常経費の見直し
- (2) 収納対策の強化による市税収入等の歳入の確保
- (3) 元利償還金に対する地方交付税措置を考慮した市債の発行

5 骨格予算としての当初予算編成

平成31年4月に統一地方選挙が実施される予定であることから、当初予算は、経常的な経費や継続的な事業に係る経費などを中心に計上する骨格予算として編成する。

ただし、社会経済情勢の急激な変化、国による経済対策などへの対応、市民生活に直接関わる喫緊の課題に対応するために必要となる経費などについては、当初予算に計上する。

第3 予算編成に当たっての留意事項

1 市民生活等への十分な配慮

「第2 予算編成に当たっての基本的な考え方」に掲げた各取組を進める中であっても、市民生活に密接に関わる事業や安全・安心に関わる事業等については、事業費の多寡に関わらず、見直し等による影響を考慮するとともに、市民等への説明や事前周知などに十分な配慮する。

2 財源の確保

(1) 市税収入等の確保

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、「第2次債権回収対策基本方針」に基づき全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納付しやすい環境づくりを図るなど、多様な手段を講じて市税収入等の確保を図る。

(2) 特定財源の確保

国・県補助金及び交付金など、事業実施に必要な特定財源の確保に積極的に取り組む。

(3) 市有財産の有効活用

低未利用財産及び長期未着手の事業予定地については、貸付けなど有効活用を図るとともに、不要となった用地については、積極的に処分するなど、最も効果的な活用手法により、歳入確保及び維持管理経費の削減を積極的に行う。

また、市有財産の貸付けに当たっては適正な対価を求めるとともに、減免を行っている場合はその必要性について見直しを行う。

(4) 積極的な歳入の確保の検討

これまでの仕組みにこだわらず、様々な手法について積極的に検討し、歳入の確保に取り組む。特に、新規・拡充事業の実施に当たっては、特定財源の確保や事業手法の見直しなどあらゆる財源確保策を検討する。

3 適切な市債の発行

喫緊の行財政課題への対応や社会経済情勢を踏まえ、市債発行の必要性を十分に吟味するとともに、第2次さがみはら都市経営指針・実行計画で「平成29年度から31年度までの間における一般会計の市債（臨時財政対策債を除く。）の発行額を300億円以内」としている趣旨に留意し、市債を発行する。

なお、元利償還金に対する地方交付税措置等を勘案し、財政上有利なものについては、積極的な活用を検討する。

4 総合計画及び都市経営指針の進行管理

総合計画及び都市経営指針の着実な推進を図るため、進行管理の結果について予算編成への反映に努める。

5 受益と負担の適正化

市が提供する行政サービスに係る受益と負担をより適正な関係とするため、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、行政サービスに係る費用を把握し、使用料等の見直しを進めるとともに、経費の削減に努める。

また、別に積算基準がある料金については、定められた時期に見直しを行う。

6 民間活力の活用

「相模原市PPP（公民連携）活用指針」に基づき、行政の活動範囲を明らかにし、行政の活動範囲以外としたものは、民営化や事業の廃止を検討するとともに、真に行政が提

供すべきサービスについては、サービスの向上や経費の節減が図られる事業実施手法（民間企業、NPO、市民団体などのノウハウや専門知識を活用したサービスを提供する手法）に変更する。

また、公共施設の整備・運営に当たっては、「相模原市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づき、指定管理者制度、包括的民間委託、ESCO事業、PFI手法などの導入を前提に事業実施を検討する。

7 公共施設の長寿命化・整備等について

公共施設の老朽化対策や整備等については、「相模原市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に進めていくこととする。特に、道路や橋りょう、公園などは、個別施設計画に基づき、公共施設等適正管理推進事業債等を活用し、長寿命化事業を着実に実施していく。

また、公共施設（公共建築物）の整備等については、「公共施設の保全・利活用基本指針」及び「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」に基づき取組を進めていく。

8 地方税財政を始めとする諸制度の変更への対応

社会情勢等による国における政策の変更も予想されることから、市の税財源や事務事業についても影響を受けることを想定し、その動向を注視しておく必要がある。

予算編成に当たっては、国の制度改正の詳細が明らかになっているもの以外は、現行の制度を基本に計上することとする。今後、国の方針が確定し、市に影響が生じるものについては、適宜、予算内容の組替え等の対応を行う。

9 特別会計等の取扱い

特別会計及び公営企業会計の予算編成に当たっても、この予算編成方針を踏まえ、一般会計からの繰入金や事業費について、あらゆる角度から検証し、十分な精査を行うとともに、独立採算の原則に従い、これまで以上に受益と負担の適正化に努める。

第4 予算見積り・財源の配分について

1 枠外経費

後期実施計画に掲げる事業や施設整備事業など、別途指定する事業経費については、所管局区で所要額を十分精査して見積もる。

2 枠配分経費

枠外経費を除く全ての事務事業経費については、所管局区に配分する一般財源の枠内で編成する。配分規模については、別途示す。

平成31年度の収支見通し（一般財源ベース）

（単位：億円）

	平成30年度 当初予算額	平成31年度 予算見込額	平成30年度との比較	
			増減額	伸率（％）
歳入（A）	1,912	1,927	15	0.8
市税	1,272	1,308	36	2.8
地方譲与税・交付金	356	345	11	3.1
市債（臨時財政対策債）	195	185	10	5.1
繰入金（財政調整基金）	40	40	0	0
その他	49	49	0	0
歳出（B）	1,912	1,961	49	2.6
人件費	597	597	0	0
公債費	267	265	2	0.7
扶助費	313	326	13	4.2
繰出金	189	191	2	1.1
行政運営推進経費	546	582	36	6.6
収支（A - B）	0	34		

歳入・歳出は通常予算ベースで見込む。

なお、消費税率10%への引上げに係る影響は含んでいない。

【歳入】

県費負担教職員の事務、権限の移譲に伴う教職員給与費等の経費に係る財源が県の交付金から市税へ移行すること（以下「教職員給与費等の税源移譲」という。）により、地方譲与税・交付金の減及び市税の増を見込む。

市税については、教職員給与費等の税源移譲及び景気の状態による増などより、前年度から36億円増加の見通し。

地方譲与税・交付金については、職員給与費等の税源移譲による減などにより、前年度から11億円減少の見通し。

市債（臨時財政対策債）については、これまでの実績を勘案し、前年度から10億円減少の見通し。なお、普通交付税と臨時財政対策債の合計額は、前年度とほぼ同額の見通し。

【歳出】

人件費については、前年度とほぼ同額の見通し。

公債費については、現在までに確定している元利償還金をベースに見込み、前年度から2億円減少の見通し。

扶助費については、引き続き増加傾向にあることを勘案し、前年度から13億円増加の見通し。

繰出金については、国民健康保険の財政健全化による減が見込まれる一方、介護保険事業の増などにより、前年度から2億円増加の見通し。